

居住者がスイス法人からの配当を受ける場合の課税関係

配当の受給者	外国税額控除の国内法の規定	日・スイス租税条約の取扱い
居住者	居住者が、外国法人からの配当を受ける際、外国所得税を納付することとなる場合には、控除限度額を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税の額から控除する（所法 95①）。この場合、我が国の租税条約相手国において課することができるとされている額を超えて外国税額控除をすることはできない（所法令 222 の 2④四）。	配当については一般に 10 % の限度税率で課税される（日・スイス租税条約第 10 条）。

3 スイス法人からの配当を受ける居住者が行う「居住者証明書の請求」の手続き

居住者が租税条約による租税の減免等を受けるため、租税条約の相手国の権限ある当局に対して、わが国の居住者証明書を提出する必要があるときは、納税者の所轄の税務署で証明請求を行うことができる。

スイス税務当局は、配当及び利子について個人が還付請求する様式（居住者証明書の様式）として Form931 を定めている。Form931 と国税庁様式の「居住者証明書交付請求書」に記入の上、証券会社からの配当金の計算書を証拠書類として添付して、所轄の税務署に提出し、わが国の居住者証明書を交付してもらうこととなる。

その際、Form931 の居住者証明書の箇所の和訳を提出する必要があるので、次のような和訳を添付する。

【居住者証明の箇所の和訳】

CERTIFICATION BY THE COMPETENT TAX OFFICE

I certify that claimant named in this form was, at the dates indicated in column 5 on the front page, resident of Japan within the meaning of Article 4 of the Japan-Switzerland income tax convention; and that, to the best of my knowledge, the conditions for refund are fulfilled under the terms of the Convention.

権限ある税務当局による証明

当方の知り得る限りにおいて、この様式に記載された請求者は、前ページ 5 欄に示された日付において、日本国とスイスとの間の租税条約上、還付を受ける条件を満たした、当該租税条約第 4 条における日本国居住者であることを証明します。

なお、納税者のステータスを問うチェックボックスがあるので、日本国居住者である場合には、次の文の ☐ Yes にチェックを付ける（項目 1. の他の b から d の問いに対しては、☐ No にチェックを付けることとなる。）。

☐ Yes ☐ No 1. a) Are you a resident of Japan who is liable to tax the laws of Japan?

所轄の税務署より居住者証明書の交付を受けた後、その交付を受けた Form931 をスイス課税当局に提出することにより、配当金額の 35 % の外国所得税額と 10 % の外国税額控除との差額の 25 % の外国所得税額の還付をスイス課税当局に請求することとなる。

なお、納税者が税理士等の代理人に権限を委任する場合には、国税庁様式の「居住者証明書交付請求書」を所轄の税務署に提出する際に、「居住者証明書の交付請求及び受領に関する権限」を委任する旨の委任状（任意の様式）を併せて提出する必要がある。